

# 令和3年分 税制改正の ポイント①

～令和3年度税制改正大綱の重要項目(個人所得税・資産税関係)

今回の要諦

- ① 13年間税額控除が受けられる住宅ローン減税の特例が、2年間延長された。
- ② セルフメディケーション税制について、制度を見直した上で、適用期限が延長されることになった。
- ③ 教育資金贈与の一括贈与があった場合において、贈与者が死亡した場合には、費消されなかった贈与資金の残額については、原則として相続税が課税されることになった。

新型コロナウイルスの影響が経済や暮らしを直撃する中で、与党の令和3年度税制改正大綱が決まりました。

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業や個人の負担を軽減し、かつ企業の投資を誘引する税制の拡充が柱となっています。以下、令和3年度税制改正大綱のポイントを解説します。

## 個人所得税関係

### 住宅ローン控除の特例延長など

#### ①特例の延長

令和元年度税制改正で手当てされた、住宅の取得等に係る消費税が10%の場合に、住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例が2年間延長され、令和4年12月31日までの入居分が対象となりました。

令和3年分 税制改正のポイント①

図表 1 住宅ローン控除の全体像

住宅ローン控除		主な要件	適用年分の 合計所得 金額	床面積	ローンの 償還期間	契約 時期	最大控除額	入居時期及び控除期間			
								令和 1年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
改正前	【原則】	3,000万円 以下	50㎡ 以上	10年間	—	4,000万円※1 × 1% × 10年 = 400万円	10年 →				
	【特例】 消費税増税に 伴う上乗せ措置						13年 →				
改正後	【特例】の延長 及び適用要件の 緩和	3,000万円 以下	50㎡ 以上	※1	—	【1年目～10年目】 4,000万円※1 × 1% × 10年 = 400万円	→				
	1,000万円 以下	40㎡以上 50㎡未満	【11年目～13年目】 ※3			13年 →					

- ※1 低炭素住宅の場合の住宅ローン残高の限度額は5,000万円となる。
- ※2 家屋の新築の場合…令和2年10月1日から令和3年9月30日までに契約  
中古住宅の取得等の場合…令和2年12月1日から令和3年11月30日までに契約
- ※3 次の①と②のうち、いずれか少ない方の金額
  - ①住宅ローンの年末残高または住宅の取得価格(上限4,000万円※1)のうち、いずれか少ない方の金額 × 1%
  - ②住宅の取得価格(上限4,000万円※1) × 2% ÷ 3

ただし、居住用家屋を新築する場合は、令和2年10月1日から令和3年9月30日、新築の分譲住宅もしくは中古住宅を取得する場合または増改築等をする場合は、令和2年12月1日から令和3年11月30日の間に契約が締結されることを要件としています(図表1)。

②床面積要件の緩和

あわせて、この特例の延長の要件に該当する場合には、対象となる物件が拡大され、現在の床面積50㎡以上から40㎡以上に緩和されます。ただし、適用対象者の住宅ローン控除の適用を受ける年分の合計所得金額が、1,000万円以下である場合に限るとされています。

退職所得課税の適正化

短期勤務予定の従業員の給与を下げ、代わりに高額な退職金を支払う税負担軽減手法に対して、これを是正するための課税が強化されま

す。令和4年以降に支給される、勤続年数5年以下の従業員に対する退職金について、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分は、2分の1課税が適用されないこととなります（図表2）。

図表2 勤務年数に応じた退職金課税のまとめ

(原則) 退職所得 =  $A \times 1/2$   
 $A =$  退職金収入 - 退職所得控除  
 ※退職所得控除  
 勤続年数20年以下……40万円×勤続年数(最低80万円)  
 勤続年数20年超……800万円+70万円×(勤続年数-20年)

勤続年数	従業員		役員等
	Aのうち 300万円以下の部分	Aのうち 300万円超の部分	
5年以下	原則通り	1/2の適用なし	
5年超	原則通り		

## セルフメディケーション税制の見直し

健康の維持増進及び疾病の予防として一定の取組みを行う人が、その年中に自己または自己と生計を一にする親族のために、1万2,000円以上の特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）を購入した場合に、通常の医療費控除との選択適用が認められている「医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）」について、制度を見直した上で、適用期限を令和4年分以後の所得税から5年間延長することになります（図表3）。

大綱では、特例の対象となる医薬品の範囲について、所要の経過措置を講じた上で、対象となるスイッチOTC医薬品の範囲が次のように見直されます。

①医療費適正化効果が低いと認められるものを除外

## 令和3年分 税制改正のポイント①

図表3 セルフメディケーション税制の改正

現行制度		改正案
適用期間	平成29年1月1日から 令和3年12月31日まで	令和4年1月1日から 令和8年12月31日まで延長
対象者	一定の健康診査等または予防接種を受けていること等、健康の保持増進及び疾病の予防への取組みを行っている人	同左
対象医薬品	スイッチOTC薬	対象をより効果的なものに重点化 ・スイッチOTC薬から、効果の薄いものを対象外とする ・とりわけ効果があると考えられる薬効について、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充
内容	購入費用(年間10万円を限度)のうち12,000円を超える金額を所得控除	同左
手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組みに関する書類は、確定申告書への添付が必要(eTaxの場合は手元保管)</li> <li>医薬品購入費は明細を添付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組みに関する書類の確定申告書への添付は不要とする</li> <li>医薬品購入費は明細を添付(取組みに関する事項を明細に記載)</li> </ul>

## ②スイッチOTC以外の一般用医薬品等で、医療費削減効果が著しく高いと認められるものを追加

また、現行では同制度の適用を受けようとする年分の確定申告書に、「取組みを行ったことを証明する書面」を添付または提示しなければなりません。改正後は、医療費控除の明細書にその取組みに関する事項を記載することで、その書面の添付は不要になります。

## 子育てに係る助成金の非課税措置

ベビーシッターや認可外保育施設を利用した場合に、国や地方自治体から助成を受け取ると「雑所得」となり、所得税や住民税が課税されることとなります。今回の税制改正では、子育て支援の観点から、助成金について所得税を非課税とする措置が講じられます。

## 資産税関係

### 在留資格者に係る相続税及び贈与税の課税対象の見直し

就労等のために日本に居住する在留資格者から、「国内に短期的に居住する在留資格者」や「国外に居住する外国人等」に対して相続や贈与があった場合、改正前は被相続人や贈与者の居住期間が「相続・贈与前15年以内の国内居住期間の合計が10年以下である場合」に限って、国外財産が相続税・贈与税の課税対象外となっていました。

今年度の改正によって、被相続人や贈与者の居住期間にかかわらず、国外財産に対して相続税・贈与税が課税されないこととなりました。

### 教育資金の一括贈与の非課税措置の延長と見直し

直系尊属からの教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、節税目的利用を防ぐために、次のような課税が強化された上で、適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されることになりました。

#### ①相続税の課税対象拡大

贈与者の死亡時に、贈与資金のうち教育資金として費消していない残額がある場合には、贈与者死亡前3年以内の贈与に係る残額についてのみ相続税の対象とされていました。令和3年4月1日以降の教育資金の一括贈与については、残額全てが相続税の課税対象となります。

ただし、受贈者が下記のいずれかに該当する場合は、引き続き相続税の課税対象外とされています。

- イ. 23歳未満である場合
- ロ. 学校等に在学している場合
- ハ. 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

#### ②相続税の2割加算の適用

## 令和3年分 税制改正のポイント①

上記①により相続税の課税対象となる残額に対して、孫・ひ孫など子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、その直系卑属に対する相続税額が2割加算されます。

## 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置延長と見直し

直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、次のような見直しがされた上で、適用期限が令和5年3月31日まで2年延長されることになりました。

### ①相続税の2割加算の適用

贈与者の死亡時に、贈与資金のうち結婚・子育て資金として費消していない残額がある場合には、残額全てが相続税の課税対象とされていますが、直系卑属に対する相続税の2割加算の対象とされていませんでした。

今回の改正で、令和3年4月1日以降の教育資金の一括贈与につき、その直系卑属に対する相続税額が2割加算されます。

### ②受贈者の年齢要件の見直し

令和4年4月1日より、民法の成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、受贈者の年齢要件の下限が18歳以上（現行20歳以上）に引き下げられます。

## 住宅取得等資金贈与の非課税措置の据置き等

### ①非課税限度額の据置き

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和3年4月以降の非課税限度額が令和2年4月から令和3年3月契約分と同額に据え置かれます（[図表4](#)）。

### ②床面積要件の下限の引下げ

図表4 契約締結日ごとの贈与税非課税枠のまとめ

住宅用家屋の種類		住宅用家屋の新築等に係る契約締結日		
		平成31年4月～ 令和2年3月	令和2年4月～ 令和3年3月	令和3年4月～ 令和3年12月
良質な 住宅用家屋 ※	消費税率10%	3,000万円	1,500万円	改正前1,200万円 改正後1,500万円
	上記以外	1,200万円	1,000万円	改正前800万円 改正後1,000万円
上記以外の 住宅家屋	消費税率10%	2,500万円	1,000万円	改正前700万円 改正後1,000万円
	上記以外	700万円	500万円	改正前300万円 改正後500万円

※ ①省エネルギー性、②耐震性、③バリアフリー性のいずれかの性能を満たす一定の住宅をいう

受贈者が贈与を受けた年分の所得税の合計所得金額が、1,000万円以下である場合に限り、住宅用家屋の床面積要件が現行は「50㎡以上240㎡以下」とされているところ、下限が40㎡以上に引き下げられます。なお、本改正は「特定贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例」の床面積要件についても、同様に改正されます。

## 土地の固定資産税の課税標準・税額の据置き

令和3年度は、3年に一度の固定資産税評価額の評価替えの年にあたりますが、令和3年度に限り固定資産税評価額が上がった土地については、課税標準が前年度と同額に据え置かれます。なお、評価替えにより固定資産税評価額が下がった土地については、下がった評価額に基づいて固定資産税等が計算されます。

また、固定資産税評価額が増額した場合に、固定資産税等の負担が急激に増えないよう段階的に引き上げる仕組みである負担調整措置が、令和3年度から令和5年度の3年間継続することとなります。 ●